

奈良県告示第二百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

大宇陀野依（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

大宇陀野依一二四五番一	一号
〃一二一〇番二	二号
〃一二一〇番一二	三号
〃一二一〇番七	四号及び五号
〃一二〇七番一	六号
〃一二一五番一	七号
〃一四七六番	八号
〃一四七七番	九号
〃一四五九番	十号
〃一四九七番	十一号